

消費生活苦情審査委員会について

資料 1

1. あっせん・調停について

- ・消費生活苦情審査委員会（以下「委員会」という。）は、大阪府消費者保護審議会（以下「審議会」という。）が知事から付託（消費者保護条例第 26 条第 1 項）を受けた事案（府や市町村の消費生活相談窓口寄せられた苦情のうち、解決が困難な事例で、府民の消費生活や消費者施策に影響を及ぼすような紛争）について、あっせん・調停を行う。
- ・あっせん・調停は、委員会委員及び臨時委員の中から、事件ごとに委員長が指名する委員（あっせん委員は 3 人以内、調停委員は 3 人）が行う。
- ・委員会におけるあっせん・調停の結果は、委員長が審議会に報告する。

2. 委員会の組織

審議会に設置（審議会規則第 6 条）

- ・委員：審議会委員の中から審議会会長が指名
- ・委員長：委員会委員のうち学識経験者の中から審議会会長が指名
- ・臨時委員：臨時委員候補者（現在は大阪弁護士会推薦の弁護士 10 人）の中から選任

3. 直近の 5 年間（平成 26 年度以降）の実績

年度	件数	あっせん (調停)の状況	件名	処理期間	あっせん (調停) 開催回数
28	1	あっせん打ち切り (申告者取下げ)	探偵業の業務委託契約の解約に関する紛争のあっせんに係る事案	あっせん開催前に打ち切り	—
30	1	調停成立	ダイビングスクール受講及びダイビング器材購入の契約に関する紛争の調停に係る事案	自 平成31年 2月12日 至 令和元年 5月14日	5